第２０号様式

公共工事設計労務単価の確保

工事名：

商号又は名称：

|  |  |
| --- | --- |
|  | 確保する |
|  | 確保しない |

（注記）

１．該当する項目のいずれかひとつに「○」を付けてください。

２．添付資料は不要です。

（補足）

１．「公共工事設計労務単価」とは、国土交通省及び農林水産省が公共事業労務費調査により定める「公共工事の工事費の積算に用いるための労務単価」です。当該工事に従事する下請業者等を含めたすべての労働者を公共工事設計労務単価に定める５１の職種に分類し、各労働者が当該工事に従事する期間中（従事する初日から従事する終日までの間）に受け取る賃金の職種ごとの労働者平均賃金を公共工事設計労務単価以上にする場合には「確保する」とし、それ以外の場合には「確保しない」としてください。なお、「確保する」とした場合は、船橋市一般競争入札【総合評価型】ガイドラインの規定に基づき、資料の提出や工事完成の確認時に確認するので留意してください。

２．「公共工事設計労務単価」は、契約時の公共工事設計労務単価ではなく、各労働者が従事する期間における公共工事設計労務単価とします。従事期間中に公共工事設計労務単価が変動した場合は、職種ごとに変動前後の加重平均額を確保する必要がありますので注意してください。また、公共工事設計労務単価を補正している場合は、補正後の単価を確保する必要がありますので注意してください。